外国人材の活用 外国人技能実習制度(1)

外国人技能実習制度は、我が国が先進国として、開発途上国等の青壮年労働者を日本の産業界に技能実習生として受け入れ、一定期間在留する間に実習実施機関において技術・技能、知識を実践的かつ実務的に習熟させる機会を提供することで、諸外国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

1. 外国人技能実習制度の変遷

(1) 研修から技能実習への移行が可能に

外国人受入れ制度として、1990年より研修制度がスタートしました。さらに1993年より技能実習制度が創設され、研修から技能実習への移行が可能になりました(農業分野の技能実習制度開始は、2000年4月から)。



(2) 2010年の法改正 ⇒ 1年目から技能実習生に

制度が開始して、しばらくすると、海外から来た研修・技能実習生を、安い賃金で酷使するという、制度本来の目的からかけ離れた一部事業所の行為が顕在化されてきました。これらの現状や問題点等を踏まえ、「研修・技能実習制度」の改正が行われました。2010年7月に改正入管法が公布され、2011年7月1日から、改正技能実習制度が始まりました。低賃金での労働が行われていた背景には、研修生の立場が不明確だったことがあげられます。来日して1年間は研修生、2~3年目から技能実習生という旧制度では、労働関係法令が適用されるのは技能実習生の時のみであったため、研修生が低賃金で長時間働かされるという問題につながっていました。改正後は1年目より技能実習生となり、労働関係法令で守られることになりました。



(3) 2016年の法改正 ⇒ 「技能実習法」の施行

2010年の改正により、技能実習生は、入国1年目から労働関係法令で守られることになりましたが、この改正でも人権侵害等の不正行為は後を絶ちませんでした。そして、2016年の法改正により、2017年11月に「技能実習法」が施行され、外国人技能実習制度は新しく生まれ変わりました。この改正の大きな柱は、制度の適正化と不適正機関の排除にあります。監理団体は許可制、実習実施者は届出制、技能実習計画は技能実習生個々に認定制となり、開発途上国の経済発展を担う「人づくりへの協力」という制度の基本理念の下で関係機関の責務や順守義務を規定しました。具体的には、実習計画の認定、監理団体の許可や指導監督などを行う「外国人技能実習機構」が全国各地に配置されました。また、この改正のもう一つの大きな狙いは、技能実習生の保護の強化です。具体的には、技能実習生が母国語で通報や相談ができる窓口の設置の義務付けや人権侵害などの禁止規定を設け、違反に対する罰則が整備されました。

● 実習期間が最長3年から5年へ

実習期間については、従来の技能実習1号(1年)と技能実習2号(2年)の計2年から、技能実習3号(2年)が追加され、実習期間は最長5年となりました。技能実習3号移行の条件は、①外国人技能実習機構が「優良」と認定した監理団体と実習実施者であること、②技能実習生については技能評価試験「専門級」の実技試験に合格した者であることです。 2017年11月

実習1号1年 + 実習2号2年 = 計3年

実習1号1年+実習2号2年+実習3号2年=計5年

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305 TEL042-316-6420